

## 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」を目的に、左京区内で自主的・主体的に行う安心安全の取組に対して交付する補助金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象とする団体（以下「交付対象団体」という。）は、次の各号で掲げるもので、左京区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす地域団体

- ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- イ 活動を行う地域の世帯、住民で構成されていること。
- ウ 規約や代表者を決めていること。

(2) 左京区内の大学に属する学生を中心に構成されるクラブ等の団体

(3) 左京区内で事業所を有する法人

2 前項の規定にかかわらず、交付対象団体には、次の各号に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (5) 活動実体のない団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不適當であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿い、地域の防犯、子どもや女性、高齢者、学生、観光旅行者の安全対策などの分野において、左京区内で交付日の属する年度末までに実施するもので、区長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げるものを含まないものとする。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 交付金の交付決定までに実施するもの。ただし、やむを得ない事由により交付決定までに実施しようとする場合において、あらかじめ区長が認めたときは、この限りでない。

(3) 京都市の他の補助金等の交付を受けるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象事業に要する費用の4分の3に相当する額の範囲内とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により一の年度において一の団体が交付を受ける補助金の額は、100,000円を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、交付の対象外とする。

(1) 備品の購入費その他の事務所等の維持経費

(2) 研修会等への参加に要する経費

(3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼

(4) 団体の構成員による会合等の飲食費

(5) その他区長が適当でないとする費用

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を希望する団体は、区長が別に定める期日（以下「申請期限」という。）までに、左京区地域の安心安全活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 規約又は定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの

(2) 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金収支予算書（第2号様式）

(3) その他区長が必要と認めるもの

(交付の決定及び標準処理期間)

第6条 区長は、前条に規定する申請期限の終了後、30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、左京区地域の安心安全活動支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、左京区地域の安心安全活動支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該団体に通知する。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、左京区地域の安心安全活動支援事業計画変更・中止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を申請団体に通知する。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 左京区地域の安心安全活動支援事業実績報告書(第6号様式)

(2) 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金収支決算書(第7号様式)

(3) 領収書の写し

(4) 事業実施時の写真等

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、左京区地域の安心安全活動支援事業補助金交付額決定通知書(第8号様式)により通知し、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第10条 第5条の規程により補助金の交付決定の通知を受けた団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、左京区地域の安心安全活動支援事業補助金収支予算書(第2号様式)に記載又は左京区地域の安心安全活動支援事業概算払請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。